（建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第二十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則	**附　則**
1～3　（略）	1～3　（略）
（削る）	4　令和二年三月一日から同年六月三十日までにおける建設紹介許可証の返納についての第十五条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項及び第四項中「当該事実のあった日の翌日から起算して十日以内」とあるのは「令和二年八月末日まで」とする。
（削る）	5　令和二年三月一日から同年六月三十日までにおける法第二十四条第一項の規定による届出についての第十七条第一項の規定の適用については、同項中「法第十八条第二項第四号」とあるのは「法第十八条第二項各号」と、「当該変更に係る事実のあった日の翌日から起算して三十日以内、同号に掲げる事項以外の事項の変更の届出にあっては当該変更に係る事実のあった日の翌日から起算して十日以内」とあるのは「令和二年八月末日まで」とする。
（削る）	6　令和二年三月一日から同年六月三十日までにおける法第二十六条の規定による建設業務有料職業紹介事業の廃止の届出については、同項中「当該建設業務有料職業紹介事業を廃止した日から十日以内」とあるのは「令和二年八月末日まで」とする。
（削る）	7　令和二年三月一日から同年六月三十日までにおける確保許可証の返納についての第二十一条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項及び第四項中「当該事実のあった日の翌日から起算して十日以内」とあるのは「令和二年八月末日まで」とする。
（削る）	8　令和二年三月一日から同年六月三十日までにおける法第三十七条第一項の規定による届出についての第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「法第三十一条第二項第四号」とあるのは「法第三十一条第二項各号」と、「当該変更に係る事実のあった日の翌日から起算して三十日以内に、同号に掲げる事項以外の事項の変更の届出にあっては当該変更に係る事実のあった日の翌日から起算して十日（第三項の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、三十日）以内」とあるのは「令和二年八月末日まで」とする。
（削る）	9　令和二年三月一日から同年六月三十日までにおける法第三十九条の規定による建設業務労働者就業機会確保事業の廃止の届出については、同項中「当該建設業務労働者就業機会確保事業を廃止した日の翌日から起算して十日以内」とあるのは「令和二年八月末日まで」とする。
（若年・女性建設労働者トライアルコース助成金に関する暫定措置）	（削る）
4　第七条の二第一項の若年・女性建設労働者トライアルコース助成金として、同条第一項に規定するもののほか、当分の間、第一号に該当する中小建設事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。	
一　雇保則附則第十五条の六第二項第一号イの規定により求職者を建設労働者（三十五歳以上の建設労働者にあっては女性労働者に限る。）として試行的に雇い入れ、同条第二号の規定により新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース助成金の支給を受けた中小建設事業主であること。	
二　前号に該当する雇入れに係る建設労働者一人につき、四万円（一週間の所定労働時間が二十時間以上三十時間未満の建設労働者にあつては、二万五千円）に、当該雇入れの期間の月数（三月分を限度とする。）を乗じて得た額	
附　則	（新設）
この省令は公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の雇用保険法施行規則附則第十五条の四の五の規定は、令和三年一月一日以降の出向について適用する。	

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四三円（本体一三〇円）　（配送料別）